

京都府環境審議会条例

平成6年7月12日
京都府条例第14号
改正平成31年条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第2項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第3項の規定により、京都府環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員65人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他相当と思われる者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第4条 審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、議決に加わることができない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(意見の聴取)

第8条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、府民環境部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(京都府公害対策審議会条例の廃止)

- 2 京都府公害対策審議会条例(昭和46年京都府条例第35号)は、廃止する。

(京都府公害防止条例の一部改正)

- 3 京都府公害防止条例(昭和46年京都府条例第9号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部改正)

- 4 京都府衛生検査等使用料及び手数料条例(昭和51年京都府条例第39号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成7年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成7年規則第16号で平成7年4月1日から施行)

附 則(平成12年条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(京都府自然環境保全審議会条例の廃止)

- 2 京都府自然環境保全審議会条例(昭和48年京都府条例第14号)は、廃止する。

(京都府環境を守り育てる条例の一部改正)

- 3 京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成19年条例第61号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成20年規則第20号で平成20年4月1日から施行)

附 則(平成27年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成27年規則第40号で平成27年4月1日から施行)

附 則(平成31年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成31年規則第22号で平成31年4月1日から施行)